

相次ぐ外来機飛来による騒音激化に抗議する意見書

平成27年6月16日、米空軍嘉手納基地に米バーモント州空軍所属のF-16戦闘機7機が、20日には3機の計10機が飛来し、暫定配備された。

米空軍第18航空団の発表によると、兵員約150人と災害救助や海賊対策等の訓練を実施し、通常3～4カ月配備されるという。同基地には今年1月中旬から4月中旬までの間、米ウィスコンシン州空軍所属のF-16戦闘機12機と兵員約250人が暫定配備されており、州空軍の暫定配備は2度目となる。

町民からは、相次ぐ外来機の飛来による騒音激化及び航空機からの部品落下事故の続発や、嘉手納基地への州空軍所属機の飛来及び暫定配備の恒常化に繋がらないかと懸念の声が強まっている。

同年5月27日には米海兵隊のFA-18戦闘攻撃機18機が飛来し、飛来目的及び配備期間も公表しないまま現在も同基地で飛行訓練を繰り返しており、また、AV-8Bハリヤー攻撃機は6月中旬まで飛来していた。すでに耐え難い航空機騒音や排出ガス等の基地被害に平穏な日常生活をも破壊されている町民にとっては、更なる基地負担を強いるものであり、強い憤りを禁じえない。

そもそも、平成22年5月28日の日米安全保障協議委員会の共同発表で確認された嘉手納基地における負担軽減にも逆行するものであり、断じて容認できない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、相次ぐ外来機飛来に抗議し下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

1. FA-18戦闘攻撃機等すべての米軍外来機の嘉手納基地への暫定配備を中止すること。
2. 米州空軍所属機の嘉手納基地への飛来訓練を中止すること。
3. 騒音防止協定を遵守し嘉手納の騒音軽減を確実に実施すること。
4. 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

相次ぐ外来機飛来による騒音激化に抗議する決議

平成27年6月16日、米空軍嘉手納基地に米バーモント州空軍所属のF-16戦闘機7機が、20日には3機の計10機が飛来し、暫定配備された。

米空軍第18航空団の発表によると、兵員約150人と災害救助や海賊対策等の訓練を実施し、通常3～4カ月配備されるという。同基地には今年1月中旬から4月中旬までの間、米ウィスコンシン州空軍所属のF-16戦闘機12機と兵員約250人が暫定配備されており、州空軍の暫定配備は2度目となる。

町民からは、相次ぐ外来機の飛来による騒音激化及び航空機からの部品落下事故の続発や、嘉手納基地への州空軍所属機の飛来及び暫定配備の恒常化に繋がらないかと懸念の声が強まっている。

同年5月27日には米海兵隊のFA-18戦闘攻撃機18機が飛来し、飛来目的及び配備期間も公表しないまま現在も同基地で飛行訓練を繰り返しており、また、AV-8Bハリアー攻撃機は6月中旬まで飛来していた。すでに耐え難い航空機騒音や排出ガス等の基地被害に平穏な日常生活をも破壊されている町民にとっては、更なる基地負担を強いるものであり、強い憤りを禁じえない。

そもそも、平成22年5月28日の日米安全保障協議委員会の共同発表で確認された嘉手納基地における負担軽減にも逆行するものであり、断じて容認できない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、相次ぐ外来機飛来に抗議し下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

1. FA-18戦闘攻撃機等すべての米軍外来機の嘉手納基地への暫定配備を中止すること。
2. 米州空軍所属機の嘉手納基地への飛来訓練を中止すること。
3. 騒音防止協定を遵守し嘉手納の騒音軽減を確実に実施すること。
4. 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をやめること。

以上、決議する。

平成27年6月25日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長